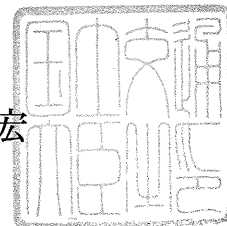


全国新幹線鉄道整備法(昭和45年5月18日法律第71号)第7条第1項の規定に基づき、中央新幹線の建設に関する整備計画を下記のとおり決定する。

平成23年5月26日

国土交通大臣 大島 章宏



記

建設線	中央新幹線	
区間	東京都・大阪市	
走行方式	超電導磁気浮上方式	
最高設計速度	505キロメートル/時	
建設に要する費用の概算額(車両費を含む。)	90,300億円	
その他必要な事項	主要な経過地	甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市附近、奈良市附近

(注) 建設に要する費用の概算額には、利子を含まない。